

裁 決 書

長野県 [REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人 [REDACTED]

長野県 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

福祉事務所長 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 4 月 26 日付けで提起された、処分庁が平成 25 年 3 月 6 日付けで行った、生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 25 年 3 月 6 日付けで審査請求人に対して行った生活保護廃止決定処分は、これを取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が、請求人に平成 25 年 3 月 6 日付けでした生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活保護廃止処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人はこの点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は、請求人が平成 24 年 8 月 3 日に就労し、派遣という雇用形態であるが、収入の状況は最低生活費を上回る収入を得ており保護の廃止を決定した。

これに対し、請求人は、派遣先の理由により仕事が延期になり、平成 25 年 2 月から全く収入が無いのに生活保護を廃止されるのは納得できないとして、本件処分の取り消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は平成23年3月18日より法による保護を受給していること。
- (2) 処分庁は、平成24年8月3日に、請求人からの連絡で派遣の仕事に就いたこと、および雇用条件等詳細な状況を確認したが、求人票や雇用契約書等は無く根拠書類は無いこと。
- (3) 処分庁は、平成24年10月22日に請求人宅を訪問し、平成24年9月分の給与明細を徴収し、支給額 [REDACTED] 円を確認。就労により最低生活費の2倍の収入を得ていることを確認し、次のとおり保護停止決定をしたこと。
保護の種類は生活・住宅・医療。保護停止理由は収入増により生活状況経過措置観察のため。停止する期間は平成24年10月1日から平成24年11月30日までの2か月間としたこと。
- (4) 処分庁は、平成24年11月19日に請求人宅を訪問し、平成24年10月分の収入状況 [REDACTED] 円程度の収入)を確認し停止措置の延長を決定したこと。
- (5) 処分庁は、平成24年12月21日に請求人から、平成24年11月分の給与明細を徴収し、支給額 [REDACTED] 円を確認したこと。
- (6) 処分庁は、平成25年1月29日に請求人から、平成24年12月分の給与明細を徴収し、支給額 [REDACTED] 円を確認したこと。
- (7) 処分庁は、平成25年2月22日に請求人宅を訪問。返還金（腰椎間板ヘルニアのためコルセットを治療材料として一旦支給し労災請求で63条返還）となっている納入金について請求人に納付しない理由を問うと「派遣の仕事が止まり支払う余裕がない。」「給料が出ていた時には、家賃はじめ他の債務を優先して払っていた。」「今は車の保険料も払えず、車検もできない。」等述べる。
その後請求人から来週から仕事が再開する運びとなっており、4月分収入から返還分について逐次支払うと連絡があったこと。
- (8) 処分庁は、平成25年3月6日に生活保護の廃止についてケース診断会議を実施。

最低生活費

居宅Ⅰ類	[REDACTED]円
居宅Ⅱ類	[REDACTED]円
国保料	[REDACTED]円
冬季加算	[REDACTED]円
家賃	[REDACTED]円
計	[REDACTED]円

収入状況

9月	[REDACTED]円
10月	[REDACTED]円
11月	[REDACTED]円
12月	[REDACTED]円
平均	[REDACTED]円

上記のとおり収入が保護の基準により算定した最低生活費を上回る状況が継続しているため、平成25年2月1日付けで保護廃止としたこと。

そして、その通知には次のことが記載されていたこと。

- | | |
|------------|-----------------|
| ①廃止した保護の種類 | 記載なし |
| ②廃止した時期 | 平成 25 年 2 月 1 日 |
| ③理由 | 記載なし |

2 判断

(1) ア 法第 4 条第 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

また法第 5 条第 1 項によれば、「前 4 条に規定するところは、この法律の基本原則であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてなされなければならない。」とされ、生活保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めている。

イ 法第 8 条第 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、これを受けて厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示 158 号、以下「保護基準」という。)を定めている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、保護基準により要保護者各々について具体的に確定され、その保護の程度は、保護基準によって測定された需要と要保護者の資力(収入)とを対比し、その資力で充足することのできない不足部分について、決定されることを定めているものである。

ウ 法第 10 条によれば、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」とされ、これは、世帯員の需要及び収入を一括して世帯としての最低生活費及び収入の認定を行い、それに基づいて保護の要否及び程度を定めることを規定したものであり、その手続きについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号厚生省社会局長通知) 第 10 の 2 (1) によれば、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月のまでの 3 か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」としている。

エ また保護の廃止を行う場合の取扱いの基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日 社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 問 (第 10 の 12) は、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」または「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以降おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」廃止を行うこととされ、さらに、「保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする」としている。

100-100/1

(2) そこで、これを本件についてみると、処分庁は認定事実(7)及び(8)により、平成24年9月から平成24年12月までの収入額が、保護停止以降6か月分の最低生活費を超えており、また、2月末から仕事が再開するとの請求人から発言があったことから、保護廃止以降についても概ね6か月を超えて保護を要しない状況が継続すると判断し、保護を廃止した。しかし、判断のとおり保護の要否判定はその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うものであるから、平成25年1月以降の収入についても本人から申告させるべきである。

また、保護の要否の判定は、将来に向かって、最低生活費を賄うに足る収入を得る見込みがあるか否かを判断するものであり、処分庁は事実認定(2)及び(3)のとおり、請求人が派遣という雇用形態で常用収入でないものの、臨時的な収入の増加により一応保護を要さなくなったと認められるため保護を停止しているのであるから、保護の廃止をするにあたっては、判断のとおり、恒常的な収入の増加等により、以降特別な事情が生じない限り保護を再開する必要がないことを確認しなければならない。

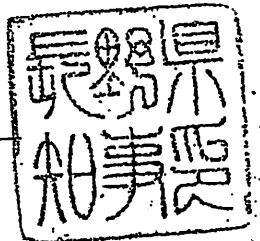
したがって、調査に当たっては就労日数、賃金等について今後の変更の可能性も十分に調査し、それらも加味した判断が求められるところ、請求人の「仕事を再開する」という発言のみをもって2月以降も相応の収入があるとし、3月時点までの就労状況及び収入を一切調査しないまま決定した本処分は違法又は不当であると言わざるを得ない。

なお、本件の争点になっていないが、行政手続法第14条によれば「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされ、その附する理由の程度は、申請者が明確に認識し得る程度のものであることが必要とされており、上記認定事実(8)で明らかのように、処分庁が通知した保護廃止決定通知書の廃止した保護の種類及び理由に記載がなく、請求人が明確に認識し得る程度に理由が示されているとは言い難く、たとえ、口頭により請求人に説明したとしても行政手続法上不備がある。

以上のとおり、本件処分に対する審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年6月25日

長野県知事 阿部 守



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

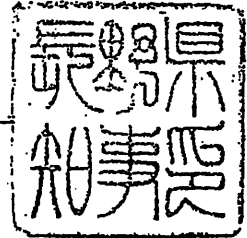
また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成 25 年 6 月 25 日

長野県知事 阿部 守一



121902